　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年６月１８日

各地区剣道連盟会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (一財) 山口県剣道連盟

会 長　茨　木　 　貴

「公印省略」

対人稽古再開に伴う補足説明について

全剣連指示の「対人稽古再開」により、６月１０日から会員の皆様にあっては、感染拡大予防ガイドラインに従って稽古を再開されていることと思いますが、一部の地区ではガイドラインの解釈に誤解があるようなので、下記の点について補足説明しますので、周知徹底をお願いいたします。

記

１ 「面マスク」の着用は必須

「面マスク」は、飛沫、唾を飛ばさないために「口、鼻を直接塞いでいるもの」で、ガイドラインで説明しているフェイスガード、アイガードはシー ルドであって、面マスクではありません。したがって、フェイスガードのみの着用では、対人稽古はできません。

面マスクの着用が必須となります。

※　面マスクは、自らの飛沫、唾を外に出さないために着用、シールドは飛沫、唾を防御するために着用するものです(高齢者は、防衛のために面マスク、シールドを併用すべきです)。

２ 「面マスク」の素材、形状

素材については、基本的には定まった仕様書などありません。呼吸ができ飛沫(唾)が外に出ないで、身体への損傷、防具の破損等の危険が無い布やそれに準ずるものであれば結構です。

全剣連が「面マスク」として、示しているものはあくまでも一例です。

　 必要なことは面マスクの要件である口と鼻を塞げる大きさで、飛沫及び唾がマスクから外に出ないこと、容易にズレないものであれば、市販や手製を問いません。

　 ただし、医療用マスクは、面を着用した場合には不適と思われます。

３　熱中症対策には特段の配意

面マスク、シールドを着用しての稽古となるため、熱中症対策には特段の配意をして下さい。また、稽古に際しては、必ず指導責任者等を立てて、指導者等の指示の下､休憩、水分補給、換気等を適宜行うようにして下さい。

４　ガイドラインの「７月(再開２０日目)以降は、通常の稽古に戻る」の解釈

ガイドラインにある７月以降の稽古については、段階的稽古計画の時間的な内容であって、マスクを外して稽古ができるという意味ではありませんので、間違いのないようにして下さい。

　２ヶ月以上の稽古自粛後の待ちに待った稽古の再開ですが、これから暑い中での稽古となりますので、感染予防対策はもちろんのこと熱中症対策にも特段の配意をして頂くようお願いします。